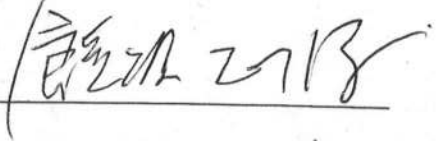


那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第23回(定例会)

署名人

委員長



添石幸伸

開催日時 平成27年3月9日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後4時05分

開催場所 那覇市役所11階 1101AB会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、神村洋子委員、饒波正博委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

(5～12は非公開)

- 1 議案第47号 那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 2 議案第48号 那覇市教育委員会会議規則の全部を改正する規則制定について 【総務課】
- 3 議案第49号 那覇市教育委員会公告式規則の全部を改正する規則制定について 【総務課】
- 4 議案第50号 那覇市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則制定について 【総務課】
- 5 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【学校教育課】
- 6 報告2 教育長が臨時代理したことについて 【学校教育課】
- 7 報告3 教育長が専決したことについて 【学校教育課】
- 8 報告4 教育長が臨時代理したことについて 【総務課】
- 9 報告5 職員人事(採用)に関する教育長の専決について 【総務課】
- 10 議案第51号 職員人事(指導主事管理職退職)について 【総務課】
- 11 報告6 職員人事(指導主事採用)に関する教育長の専決について 【総務課】
- 12 議案第52号 職員人事(管理職定期異動)について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、末吉正幸副参事、上原曜一主幹、稲森恵子主査、伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 渡辺英二課長、村吉博勝主査、棚原咲子主事

会議録作成 (総務課) 赤嶺明日香主査

添石委員長 平成26年度第23回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは議案第47号「那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。ご説明をお願いします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 提案理由説明

山内課長 資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問がございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員 資料の4ページ、改正後の第2条の第2項、「前項の規定にかかわらず、教育委員会は、重要又は異例と認める事項については、教育委員会の会議に付議させることができる」、というように書いてありますけれども。教育長はおそらくわかっていると思いますが、この教育委員会という言葉、その他の4人とした場合、その重要、異例と認めるというのは、その内容がわかっていないとそれは言えないので、この時点でわかっていないから、それはできないのではないかなと思うんですけれども。教育委員会が教育委員会事務局というのであればわかりますけれども。教育委員会というのはどこを指しているのでしょうか。

山内課長 教育委員会はこの場を指しております。

饒波委員 この場。例えば、重要又は異例と認める事項について審議したいといった場合に、その事項がわかっていないと、そういう判断が下せないで、この時点では多分わかっていないということになるのかと思うのですが。

上原主幹 これにつきましては、現在の第3条のほうで教育長が重要と認めるものについては、教育委員会会議にかけることができるという規定がございます。ですが、実際、地教行法からいうと、教育委員会のほうから権限を下ろすということになりますので、教育委員会が、これは付議すべきじゃないかというのがまず一点目にありまして、私たち教育委員会内の人間ですと、やはり教育長がいろいろな重要なことがわかっているから付議することができるだろうという考えだったのですが、法規との調整の中でもありましたが、これは教育委員会が委任をしているものですから、要するにこの権限は教育委員会にあって、それを委任していると。その中で、教育委員会が重要と認めるものについては、委任したものであっても、教育委員会のほうから付議を要求することができるという考えで、こういったかたちで改正をしてあります。

饒波委員 そうすると、その教育委員会は、委任で処理したやつがどういったものかというのをわかるわけですか。

上原主幹 意味合いとしては、第2条の第1項にあるものですが、これは教育委員会会議の権限ですが、それ以外でも教育委員会が付議する必要があると考えるものは、付議ができますよという意味合いでこのようなかたちにしてあります。新し

い地教行法だと教育長と教育委員をもって教育委員会というかたちとなるので、そういったこともありまして、教育長も含めて教育委員会は付議することができるというかたちにしてあります。

饒波委員

そうすると、教育長以外の教育委員が知らない事項というのでも出てくるわけですよ。その辺のところは僕がおそれているところなんですけれども。

山内課長

おそらく出てきます。ただ、教育長に委任しているということで、権限を委任したということではあるんですね。ただ、委任した中でも、例えば今回の議案に人事案件が出てきますけれども、今回の人事は非常に重要だという場合には、教育委員の皆さんが、課長職以下の職員の人事については教育長に委任したんだけど、これは重要だから教育委員会にかけろということで、提案があればこれが教育委員会会議事項になるということになります。

渡慶次教育長

よろしいでしょうか。教育委員会という捉え方、僕は長い間、教育委員会というのはこの場ではなくて、事務局を教育委員会と捉えていたものだから、この書き方、教育委員会は重要と認めた場合には教育委員会の会議にかけると。この中で話し合って、この中でまた付議するというかたちですよ。だから、話を聞いてみるとわかりやすいんだが、この文言から見る限りにおいては少し理解しづらい。だからいま言っていたように、この教育委員会というのが事務局という表現であれば、まだ何となくわかりそうな感じがするんですけども。教育委員会が教育委員会の会議にかけるという話をするというのが、どの機会をもってやったらいいかということ。少しわかりづらいなということ。

上原主幹

これはまた教育委員会会議規則とも関係がでてくるかと思えますけれども、委員の3分の2以上がこの教育委員会に付議できると、それが教育長に下ろされたものであっても重要と認められるものは、教育委員会委員の3分の2をもって、付議することができるとなっておりますので。

渡慶次教育長

この条項に関しては解説が必要な気がしないでもない。

饒波委員

この第2条の第2項と第3条、違いがよくわからない。要するに、2条の2項でいっている教育委員会というのは、これははっきり言えば教育長の事ですか。

山内課長

2条の各号におかれては、委任されてはいるんですけども、委任されたものであっても、教育委員会が重要だから必要だということであれば、それも教育委員会で決定するというところでございます。3条については、教育長が委任されて実施した事項ではあるんですけども、教育長がこれは報告したほうがいいなという、重要な事案については報告するというところでございます。

饒波委員

今度新しい制度で教育長の権限が高まるので、その流れで2つともキーを握っているのは教育長というような感じがするんですけども。第2条第2項も結局決めるのは教育長が大切だと思ってあげるということになると思うんですよ。第3

条も教育長が、ということになるので、両方とも教育長が、となるような感じがして。

伊良皆部長 重複するかもしれませんが、2条につきましては教育委員会の権限、沢山ありますけれども、その中で1号から19号までに関しましては、教育長には委任をしませんよという内容です。それで19号以外につきましては先ほど饒波委員がおっしゃったとおり、いろいろな事務があるわけなんですけれども、これはこれとしてあります。

山内課長 1号から19号以外のもので教育長に任せているわけです。先ほど私、言葉が間違っていました、1号から19号以外のものは教育長に任せてあるけれども、教育委員会の中でこれは重要だと、任せているけれども教育委員会で決定すべきだと判断すべきものがあつたら、教育委員会会議でできるということでございます。3条に関しては、教育長が委任されて、自分で決定したんだけど、これは重要だから教育委員会会議に報告したほうがいいということは報告するということになります。

伊良皆部長 第3条ですが、今回の地教行法の改正で教育長の権限がかなり強化されるという部分で、残りの4名の教育委員の方々もいらっしゃいますので、レイマンコントロールを図らせる意味合いも背景にはあるのですが、教育長はもともと持っている部分についても、やはり教育委員会会議の中にいろいろ報告してもらおうということで、この中身につきましては、多分にいらぬ事例が沢山ありますので、これから教育委員会会議の会を重ねていく中で、この分については報告を求めよう、この分については報告しなくてもいいんじゃないですかという整理が今後必要になってくるかと思えます。現時点では、どれとどれを教育委員会会議の中に報告してもらおうというところまでは、まだ想定はしておりません。

神村委員 そうすると教育長がこれは報告する、これは報告しないと判断した後のものを報告するというかたちですか。

伊良皆部長 従来からいろいろなかたちでご報告はさせていただいております。そういう意味においては、内容的には一緒になるかと思えますが、明確にこの3条に基づいた報告ですよというかたちが、新しく出てくるかたちになるかなと考えております。これまで教育委員会会議の中でも教育長判断の下で、委任された事項であるんですけれども、この分について教育委員会に諮って内容を理解していただくこと、あるいは周知をしておきたいという状況等については、これまでも教育委員会会議でも報告をさせていただいておりますので、今後はこういったものをまとめて、それぞれについては明確に、教育委員会に報告するというかたちになるかと思えます。

上原主幹 報告事項については、これまでの地教行法にはなかった事項なんです。教育長の

権限が強くなるので、それで新しい地教行法の中にこの委任された事項でも教育委員会会議に報告するようという規定が加わったものですから、那覇市のほうでは以前からやっていたんですけれども、あえてこの文言を入れていったというところがございます。それと先ほどの2条の2項につきましては、饒波委員のおっしゃられるように、教育長が判断する部分が多いかと思えますけれども、ですけれどもやはり教育委員会の権限の留保ということで、教育委員会にも権限がしっかりありますよということで、こういうふうな文言を加えて教育委員会というかたちに戻してあります。

渡慶次教育長 要するに第3条は、「教育長は」となっているけれども、2条の2項のほうは、教育委員会の権限をずっと持たせ続けているというような意味合いで残していると。聞いてわかるんですけども、文言の書き方としてちょっと違和感があるなど、仕様がなにかなど。

山内課長 旧法であれば、「教育委員長は」とやればわかりやすかったと思えますけれども、教育委員長がなくなりますので、どうしてもこのようは表現にならざるを得ないのかなと。

渡慶次教育長 饒波委員が最初に言ったように、教育委員会が重要と認める機会というのが、どういう機会なのかということですよ。議案として付議させることができるんですけども、付議させる前の状況で、どこでそれが重要なかと判断する機会があるのかなと。

神村委員 例えば、これまでもいろいろな課からいろいろな内容のことについて付議をされてきました。そういうことのこれまでの過程は、教育長の判断で付議をしてきたわけですよ。体制的には、これと全く同じではあるということで、現実、作業的な段階としてはこれまでと変わらない。これは教育委員会の中で、どこで私たちがそれを判断する機会があるかといったときに、そこが問題だと私は思います。

屋比久副部長 極端に言えば、教育長の暴走を止めるためだと思います。教育委員の皆さんが、例えばある主管課からこういうことが教育長専決であるんですけども、これどうも教育長は違うんじゃないかというので各委員が申し出たとします。そしたらこれについては、教育長に専決されているけれども会議の中でやりましょうということができるということ。多分、極端に言えばそういう考え方を残していこうというものではないかなと。

渡慶次教育長 いまそれを言おうとしていました。前の記事で、今後教育長の権限が強くなって、教育長の暴走をみんなで監視する必要があると新聞に書かれていたので。教育長の権限そのものがあまりにも強くなり過ぎているような印象を与えかねないので、ここはやっぱり、教育委員会というものの権限は保っておこうというような表現

だと思えますね。

山内課長

2条の2項につきましては、法では明記されておりません。ただ、那覇市教育委員会の規則では旧3条で教育長は重要なものは委任されたものであってもやるというものがあったものですから、今回の法改正で教育長の権限はますます強くなりますから、そういう意味で、これを留保ということに残したということでございます。

喜久里委員

少し内容が変わるのですが、先ほど教育長がおっしゃったように、教育委員会と書かれた場合、この5人のことであるというのは、どの言葉でもどこでも一緒なんですよね、共通して。皆さんの事を表現するときにはどのように表現するのですか。

山内課長

事務局です。

喜久里委員

一般の人にはとてもわかりにくくて。5人のことが教育委員会ではなく、事務局が教育委員会だと思って、私も使い分けがわからなかったのですが。でも統一してそうやって書かれているんですよね。確認でした。

饒波委員

よろしいですか。別のところで確認しておきたいんですけども、この間、委任と専決のことについて、勉強させてもらったんですけども、教育長が委任された場合、教育長が決断するんだけど、その決断は教育長のものであって委員会のものではないので、報告した後に教育委員会の決断ということになるということだったんですけども、この専決というのは、教育長が決断するんだけど、その決断イコール委員会の決断だというようなことの理解で間違いないでしょうか。

伊禮主査

はい。

饒波委員

それでこの専決の部分を読んで、今回新しく加わった第5条第6号の「軽易及び会議への付議を要しないと認められる請願に関する事」については、教育長の専決で決められるというようなことがあるんですけども、そうなってくると、一番僕がおそれていることは、他の4人がわからないことが起こり得る。ここで軽易というふうにされて、我々まであがってこない請願とか陳情。請願と陳情って要するに一般の市民の方々が教育委員会を信頼して直接異議を言うことなので、いろんなことがあると思うんですけども、結構大きなことだと思うんです。それが軽易な事ということで、我々4人にあがってこないということが起こり得るということですね。この後に第2項の第3号でそれは報告しなければならないということは書いてはありますけれども、ただあがってこないこともあり得るということなので、この条項と先ほどの第2条の第16号「請願、陳情、訴訟及び不服申立てに関する事」は教育長には委任してはいけないというようなことと整合性がないのかなと感じがしますが、その辺りどうでしょうか。

山内課長

請願、陳情に関しては本来、教育委員会の権限ということで残します。ただ、軽易なものについては全部が全部教育委員会にあげるということではなくて、軽易なものについては教育長に下ろそうという考え方でございます。ただ、軽易なものについても先ほど饒波委員がおっしゃったように、処理経過とかそういうものについてはきちんと教育委員会に報告しようということになります。

饒波委員

(第5条第2項の)第3号があるのであがってくると思うんですけども。

伊禮主査

よろしいですか。軽易というものの程度なんですけど、昨年、松島中学校の木の伐採とかというのは、主管課で対応できるようなものなんですね。なので、それはもうほとんど教育長専決でやってもらって、また、重要なものに関してはやはり教育委員会会議に付議していくということなのかと考えております。

饒波委員

その後に報告いただけるということで。

伊禮主査

はい。

饒波委員

全部知るといえることはできないと思いますけれども、能力的にも。けどその中に重要案件がもし含まれていた時に、知りませんということがないように、なるべくしておきたいのでよろしくお願いします。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

資料の5ページ、5条の(4)県費負担教職員の任免及びその他の進退、これは校長、副校長を除くなんですね。わかりました、私の思い違いでした。

添石委員長

よろしいでしょうか。私からも、先ほど説明ありましたとおり、世間一般の方々もすごく注目している、まさに直結する内容かと思っておりますので、教育長の暴走を止めるために、多分、社会的な大きな問題になった時に、教育長の判断のみならずここで協議すべきだと、議題を我々からも提案できる内容であったと思うんですけども。でもやはりいま、饒波委員がおっしゃるように、軽易なとか教育長の判断でと私たちに見えないところで事が進むっていうところも、一般の方から教育委員会にあげている議題というのは、軽易なものという認識ではないと思うんですよ。我々に情報共有しているという期待だと思うので、その運用に関して今後しっかりお互い連携を取ってやっていくということでもよろしいでしょうか。それでは議案第47号「那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第47号は原案のとおり議決いたしました。続きまして議案第48号「那覇市教育委員会会議規則の全部を改正する規則制定について」を議題いたします。説明をお願いします。

伊良皆部長

提案理由説明

- 山内課長 資料説明
- 添石委員長 それではご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。はい、神村委員。
- 神村委員 10ページ、改正前20条のところには「請願等」ということであつたんですけども、改正後の第23条では「等」という言葉を抜いていますよね。その辺の意味とか根拠を教えてください。それから「邦文で記載し」というのが新しく文言で入っていますね、この辺の意図を教えてください。
- 伊禮主査 「等」を抜いたのは、前の規定では請願又は陳情というふうに、ふたつを括って請願等としておりますが、改正後の23条では、そのまま請願として、陳情はまた別で第26条で請願に準じて取り扱うというふうになっているので、等を抜いて請願に限定したかたちにしてあります。あと、邦文で記載した文書なんですけど、邦文で記載したと入れないと英語でやったものがあがってというのが可能であるので、邦文で記載したということを明記しております。
- 神村委員 質問したのは、以前のものには邦文とかこだわりがないんですけども、国際化が行く中で、那覇市教育委員会がそこにこの言葉を入れるということは、私は後退しているのかなと思ったんです。それで質問しました。
- 伊禮主査 法規調整では逆に、英語でやったものは受け付けるんですかということとは聞かれたんですけども、提出されたら必ず受理してこれを審査して対応しないといけないことではありますので、できるだけ日本語で。
- 添石委員長 これはしなければならぬですよ。邦文以外は受け付けられないというふうを受け止めてよろしいですか。
- 伊禮主査 はい。もし英語で書かれていると、これは受理できないので日本語に訳してきて下さいという対応になります。
- 喜久里委員 これは全庁的に、教育委員会だけでなくどの部署でも日本語じゃないと受け付けられないということですか。神村委員もおっしゃったんですけども、大変なことではあると思いますが、外国人の方が日本語で全部訳してというふうになった場合、他の部署では大丈夫だけど、ここではだめという場合、統合しないとまずいのではないですか。
- 渡慶次教育長 いままで英語で請願とかきたことはあつたんですか。
- 伊禮主査 ないと思います。いままで教育長の要項でやっていたんですけども、あれでも邦文で記載したというものがあつたんですね。それを規則のほうに持ってきたということではあるんですけども。
- 上原主幹 先ほどの請願について邦文を用いていることが、那覇市全体であるかということですけども、議会会議規則のほうで請願については邦文を用いなければならないということがございます。
- 伊良皆部長 補足いたしますけれども、邦文という部分について、委員のほうからグローバル

化のお話しもございますけれども、あくまでも邦文で求めている理由につきましては、内容を正確に理解していこうという意味合いで邦文というかたちにしております。

添石委員長 よろしいでしょうか。

神村委員 はい。

添石委員長 はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 旧の20条は、請願しようとする者は教育委員会に提出しなければならない、相手先は教育委員会。新しい23条は、請願しようとする者は、相手先は教育委員会ですか。

伊禮主査 教育委員会です。

渡慶次教育長 ここで教育長を経由してとあるけれども、請願しようとするものは、どうやって教育長を経由して相手先の教育委員会に出すかと。教育長を経由するというのは事務手続き上あるかも知れないけど、主語が請願しようとする者はとなっているのに、教育長を経由して教育委員会となると、どのようなかたちでやるか。主語が請願しようとする者ですよ。

伊禮主査 受理するのは教育委員会の総務課のほうで教育委員会あての文書をこの請願書を受理します。教育長を経由してというのは、この請願の内容をまずは教育長と審査してどのような対処ができるかというのもやった上で、教育委員会に付議をする、また専決できるものは専決するとなりますので。

渡慶次教育長 これは逆に受け取った後の内部の事務の流れですよ。でも請願する者はとなっているから、請願する者はまずは教育長にいて經由してそれから教育委員会にやるのかという話になるので。これは事務の手続きの流れからそうであって、請願しようとする者は相変わらず宛先は教育委員会でいいんじゃないのという話がありますが、それを受け取った教育委員会事務局は事務の流れとしてまずは教育長をとおしてやって、最終的に教育委員会にという、この請願する者にとっては、内部の事務の流れというのは別に知ったことではないわけですよ。そう思います。

山内課長 23条の教育長を経由してというのは、事務局のほうでもう一度確認させていただきたいと考えております。

添石委員長 それではもう少し確認時間を要するという事ですので、第48号は継続審議という流れに持っていかせていただきたいと思います。継続審議ということで後で承認いただきたいと思います。それ以外に他の条項等に関して質疑があれば受けたいと思います。はい、饒波委員。

饒波委員 7ページ、会議の公開についてなんですけれども、今回改正後は、会議の非公開については整備しているんですけれども、公開については謳っていないというこ

とで、旧ではまず会議を公開すると大きく宣言した後に、非公開とする議決があった時には非公開とするとあるんですけれども、今回新しく改正した後は、どういう場合に公開しないのかというのもあまり書いていないので、会議を公開するというをまず謳って、いろんな手段を通じて会議を公開していきますよと、ホームページだとかで公開しますよということを文言にしたほうがよいかと。公開するのが当たり前という状況になっているので、恐らく抜いたと思うんですけれども、ここは一番大切な所なので、明文化していたほうがよいような気がするのですが、いかがでしょうか。

伊禮主査

大本の会議に関しては地教行法で定められていて、地教行法の新しい14条第7項で、教育委員会の会議は公開するということですので定まっていますので、会議規則自体もこの地教行法で定めるもののほか、必要な事項について定めるという趣旨になっているので、当然のことは省いている状態なんですけれども。

饒波委員

確かに、16ページの上の段を見ると、非公開とするときも出席者の3分の2以上の多数で議決した時はと書いてある。上位法があるので規則ではわざわざ書かないでいいと考えてよろしいですか。

山内課長

はい。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員

もうひとつよろしいでしょうか。8ページ、第15条、表決の参加ですけれども、これは参加したものは表決に加わらなければならない、とありますが、棄権といった場合はどうなるのでしょうか。

屋比久副部長

議場にいない状態。

饒波委員

なるほど、そうすると議場にいないので、いる人だけで採決すると。わかりました。

添石委員長

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは先ほど申し上げましたとおり、第23条の教育長を経由するという文言に関して、事務局のほうで再度確認をさせていただきたいということでしたので、議案第48号は継続審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第48号に関しては継続審議とさせていただきますので、次回以降協議させてもらいたいと思います。続きまして議案第49号「那覇市教育委員会公告式規則の全部を改正する規則制定について」を議題といたします。ご説明をお願いします。

伊良皆部長

提案理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長
 喜久里委員

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、喜久里委員。
 いまの説明でわかったのですが確認で、改正前のものでは7日以内に公布、10日を経過した日から施行と書いてありますが、これは必ず公布しますとか、必ず施行するという意味でいいんですか。日にちは書いていないので。前のは公布するとか施行するというふうな締めになっているんですけども、今回の改正後にはそれがないものですから、その後はどうなのかというのはどういうふうになりますか。

添石委員長

いまの質問は、公布とか施行するという文言が語尾にないけれどもということですか。

喜久里委員

はいそうです。

山内課長

規則、条例等は制定しましたら公布、施行するのが当然のことでございます。この日にちを規定しないということでございます。那覇市の公告式条例の中でも市長が署名することとか、施行日というのは書くんですけども、いついつまでに公布しないといけないとかそういうのは規定がございません。

喜久里委員

日付を抜いて公布するというのは、入れてもいいのかなと感じがしたんですけども。規定の例により公布するとかがいいかなと感じたんですが、素人としては、いかがでしょうか。

山内課長

日付以外にも、例えば第2条の旧の2項ですけども、公布するときは番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会を記載し、委員長がこれに記名押印するとありますが、こういうのを含めて、日付だけでなくこういったものも含めて那覇市の規則や条例の例によるということになっています。

上原主幹

先ほど、規定の例により公布するとありましたけれども、法制執務上の書き方がありますので、こういった書き方しかできないということでもあります。

喜久里委員

わかりました。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではほかにご意見、ご質問ないようでしたら議案第49号「那覇市教育委員会公告式規則の全部を改正する規則制定について」は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第49号は原案どおり議決いたしました。続きまして議案第50号「那覇市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則制定について」を議題いたします。引き続き説明をお願いします。

伊良皆部長

提案理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

今回に限ったことではありませんが、会議が休憩のときは傍聴席にいる方はその